二　リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Ｔｉｅｒ１資本の額（第三十一条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

三　リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

イ　Ｔｉｅｒ２資本の額（第三十一条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本の額をいう。）

ロ　その他Ｔｉｅｒ１資本の額からリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

第三十七条第一項中「前条第二項第一号」を「第三十六条第二項第一号」に改め、同条第三項中「前条第二項第二号」を「第三十六条第二項第二号」に改め、同条第四項中「前条第二項第三号」を「第三十六条第二項第三号」に改め、同条第五項中「前条第二項第四号」を「第三十六条第二項第四号」に改める。

第三十八条から第四十一条までの規定中「第三十一条各号」の下に「及び第三十一条の二第一項」を加える。

第五十一条中「及び欧州共同体向けの」を「、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向け」に改める。

第八十七条第三号及び第九十二条第一項第一号中「欧州共同体」の下に「、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ」を加える。

（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三十五号チ中「及び欧州共同体」を「、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ」に改める。

第二十八条中「及び欧州共同体向けの」を「、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向け」に改める。

第六十四条第三号及び第六十九条第一項第一号中「欧州共同体」の下に「、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ」を加える。

（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第五条　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成二十二年金融庁告示第百三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第九号ロ中「Ｔｉｅｒ１資本の額」の下に「（次条第二号の算式におけるＴｉｅｒ１資本の額をいう。）」を加え、同条第三十六号チ中「及び欧州共同体」を「、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ」に改め、同条第三十七号ホ中「及び銀行持株会社（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）に準ずる外国の法人」を「、銀行持株会社（同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）及び銀行持株会社に準ずる外国の会社」に改め、同号ヘ中「及びこれに準ずる外国の者並びに最終指定親会社及びこれに準ずる外国の者」を「、最終指定親会社及び最終指定親会社に準ずる外国の会社、経営管理会社（国内に本店その他の主たる営業所又は事務所を有する法人（最終指定親会社を除く。）であって、当該法人及び当該法人の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社をいう。）のうちに第一種金融商品取引業者を含み、かつ、当該法人が作成する連結財務諸表に基づき合算自己資本及び所要自己資本の計算を行っている者及びこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）並びに外国証券業者」に改め、同条第八十号及び第八十一号を次のように改める。

八十及び八十一　削除

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（連結自己資本規制比率の計算方法）」を付し、同条中「「連結自己資本規制比率」という。）の下に「であって、最終指定親会社及びその子法人等の適当な自己資本の充実の状況の最低基準」を「掲げる比率」の下に「（以下「最低所要連結自己資本規制比率」と総称する。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二　連結自己資本規制比率であって、最終指定親会社及びその子法人等の適当な自己資本の充実の状況の前条各号に定める基準以外の基準は、連結資本バッファー比率（次の算式により得られる比率をいう。）について、最低連結資本バッファー比率以上とする。

資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額
信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

2　前項の「最低連結資本バッファー比率」とは、資本保全バッファー比率及びカウンター・シクリカル・バッファー比率を合計したものをいう。

3　前項の「資本保全バッファー比率」とは、金融市場の動向又は経済情勢の変化によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、二・五パーセントとする。

4　第二項の「カウンター・シクリカル・バッファー比率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

一　零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二　本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5　第一項の「最低連結資本バッファー比率」とは、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、同項に規定するものに、当該各号に定める比率（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては、当該各号に定める比率のうちいずれか高い比率）を加えたものとする。

一　最終指定親会社及びその子法人等が金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムにおけるその重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する最終指定親会社及びその子法人等である場合　金融庁長官が別に定める比率

二　最終指定親会社及びその子法人等が我が国の金融システムにおけるその業務の状況等を勘案した重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する最終指定親会社及びその子法人等である場合　金融庁長官が別に定める比率

第三条第一項中「銀行若しくは」を「銀行又は」に、「又は第十二号」を「若しくは第十二号」に改め、「を子会社」の下に「（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同条第二項中「以下」を「次条第四項において」に改める。